

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時  
平成29年3月22日（水曜日）  
午後1時8分開会、午後1時27分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、  
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、平野副部長兼県土整備企画室長、  
八重樫河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、  
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、  
大久保建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、  
高橋河川課総括課長、檜山砂防災害課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
県土整備部関係審査  
(議案)  
ア 議案第97号 主要地方道重茂半島線（仮称）津軽石川橋（上部工）工事の請負  
契約の締結に関し議決を求めることについて  
イ 議案第98号 宮古港鍬ヶ崎ほか地区陸開設備工事の請負契約の締結に関し議決  
を求めることについて
- 9 議事の内容  
○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程のとおり、  
議案2件について審査を行います。

初めに、議案第97号主要地方道重茂半島線（仮称）津軽石川橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**遠藤道路建設課総括課長** 議案（その6）の1ページをお開き願います。議案第97号主要地方道重茂半島線（仮称）津軽石川橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

主要地方道重茂半島線（仮称）津軽石川橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、主要地方道重茂半島線（仮称）津軽石川橋上部工工事です。工事場所は宮古市津軽石地内で、契約金額は4億9,032万円です。請負率は86.28%で、請負者は北日本機械株式会社です。工事概要ですが、本工事は復興関連道路に位置づけ、整備を進めている主要地方道重茂半島線堀内津軽石工区において、集落の孤立を防ぎ、安全で安心な道路を整備することを目的として、橋梁を新設する工事であります。今回の工事は、橋梁上部工169.7メートルの施工を行うものです。工期は681日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為により行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第98号宮古港鉾ヶ崎ほか地区陸開設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**高橋河川課総括課長** 議案（その6）の2ページをお開き願います。議案第98号宮古港鉾ヶ崎ほか地区陸開設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明

申し上げます。

宮古港鉾ヶ崎ほか地区陸閘設備工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の4ページをお開き願います。工事名は、宮古港海岸鉾ヶ崎地区陸閘設備その2工事です。工事場所は宮古市鉾ヶ崎及び日立浜地内で、契約金額は4億9,550万4,000円です。請負率は86.58%で、請負者は北日本機械株式会社です。工事概要ですが、本工事は、東日本大震災津波により被災した宮古市鉾ヶ崎及び日立浜地内において陸閘設備を新設する工事でございます。工期は平成31年3月15日までで、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものです。

なお、5ページは入札結果説明書、6ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 先ほど審査が終わった議案と、この議案、どちらも低入札なのですね。それぞれの担当課に質問するものではありませんが、この業界では今何が起きているのですか。建設技術振興課にお尋ねします。

○菊池建設技術振興課総括課長 前回も御説明させていただいておりましたけれども、現時点の状況につきましては、こちらも関係部局からの情報収集に努めております。具体的にいいますと低入札の発生率は、平成23年度が36.7%、平成24年度が30.4%、平成25年度が26.7%、平成26年度が22.3%と、徐々に落ち着いてきている状況でしたけれども、平成27年度が33.8%、平成28年度は12月までの累計で38.8%ということで、委員おっしゃるとおり、低入札が増加傾向にあります。こちらは、建設業界の中で、さまざまな復興工事が落ち着いてきていることで競争の激化という部分もあろうかと思えます。県の建設工事につきましては、よい品質のものを適正な価格で調達することが基本ということですが、他方で過度な安値受注というものにつきましては建設業の工場の品質低下とか、業界へのしわ寄せ、そして労働条件の悪化と、さまざま建設業の健全な発展にとって危惧すべき部分もあろうかと思えます。

そういったことで、常日ごろからこちらも団体からの要望ですとか意見交換をさまざまさせていただいているところですが、台風第10号災害の査定が終わりまして、いよいよこちらのほうの工事が本格化するということがあります。両にらみで入札の状況について引き続き注視して、必要に応じて適切な対応を行っていきたいと考えています。

○柳村岩見委員 担当課とか建設技術振興課に、だからどうするという話をこちらから申し上げるものはございません。

ただ、業界の入札を見て、業界の需給バランスというか、発注、受注という仕事量の感覚であるとか数字について常に敏感に状況を捉えておくと。その発表の場があるかどうか

は別としても、常にそういう専門職として、今業界はどういうことなのだというのを肌で感じていくという習慣をつけていくということがとても大事なことです。場合によっては、県を挙げて対策を組まなければならないことだってあり得る。そのときの基礎材料、資料になっていくということでございますので、常に敏感にそういうことを察知していくような努力を今後続けていただきますことをお願いしておきます。

○**神崎浩之委員** 議案第98号、それから先ほどの議案第97号も低入札ということで、しかも同じ請負業者だということでもあります。さまざま心配な面もあるのですが、議案第98号について、担当課のほうでは低入札だった後、どのようなことを確認されているのですか。

今回たまたま河川のほうだったのですけれども、道路のほうでも低入札がありましたね。この入札は個別に行うと思うのですけれども、例えばうちのほうもこの業者は低入札だ、うちのほうもこうだったという場合に、横の連携、連絡は大丈夫なのかと。きちんとした品質が整った工事ができるのだろうかということで確認されていると思いますけれども、今回、河川と道路の担当のほうとのやりとりがあれば教えていただきたいと思います。

○**遠藤道路建設課総括課長** 低入札価格調査制度に基づき、確かに施工が確保できるかという観点で入札担当部局のほうに確認していただいた後に契約議案として上程させていただいております。きっちり技術者等も配置いただけるということも確認しています。

道路、河川でたまたま今回、受注者が同じだったわけですが、当然配置技術者等、しっかり確保していただいて、そして低入札価格調査制度に基づいた形での施工が確保できるという観点で契約をお願いしたいと考えているものでございます。

○**高橋河川課総括課長** 低入札になった際の確認事項ですけれども、受注者の積算の内訳に関しまして、工事費内訳書の中で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の金額と我々の数値的判断基準とを照らし合わせて確認をして、特に問題なしということで今回チェックさせていただいております。

○**神崎浩之委員** わかりました。もう一つ質問したのですが、たまたま別個の担当課で入札が進んだと思うのだけれども、今回両方とも同じ業者で低入札だったということで、何か横の情報交換等があったのか。

○**遠藤道路建設課総括課長** 入札結果を入札担当部局からお知らせいただき、今回議会に上程させていただいて、結果として、同じ業者だったというのを私どもも知った次第でございます。その後の調整は特になく、お願いした工事をしっかりやっていただけるかという観点で、おのおのそこは判断させていただき、議案として提案させていただきました。

○**神崎浩之委員** もう一つは、きょういただいている資料の6ページに入札調書があるのですけれども、上から3番目の業者であります。技術評価のところの技術者の要件の評価が0.0とあるのですけれども、こういう方が入札に参加するということができるのかどうかというのを確認させていただきたい。

○**大久保技術企画指導課長** 今回の入札制度は総合評価落札方式簡易2型での発注であ

り、技術と価格の両方の評価で、総合的に選ぶわけですがけれども、技術評価の中身についてはこちらに示していますとおり、三つの分野で調査しております。今回技術者の要件の評価が零点ということですがけれども、技術者要件というのは、施工経験だとか今までの工事成績、もしくは資格等の経験年数に応じて点数をつけるわけですがけれども、零点であっても入札には参加できるという規定になっております。

○**神崎浩之委員** ちょっとわからないですけれども、技術者がいなくてもできるのかどうか、それとも経験が足りないということなのか。その辺のところを教えてください。

○**大久保技術企画指導課長** 技術者については、あらかじめ技術評価の中で申請していただいています。それで技術者がいないということとはございません。今回は評価の中で優劣をつけて、一番点数が低い零点だったという結果になっております。

○**神崎浩之委員** 零点で評価が低くても、技術者がいるということで、この業者が落札することがあった場合には、工事はその技術者で進んでいくということなのでしょう。

○**大久保技術企画指導課長** 配付しております資料の5ページに入札結果説明書がございます。そちらの入札参加資格のところ、技術者の資格要件について、1級土木施工管理技士とか、鋼構造物工事業に関する監理技術者資格者証とかを持っている者ということで、ここに規定しております、こういった者が配置できることを前提に工事の入札に参加していただいております。

○**神崎浩之委員** わからないので、もう少し説明してください。零点というのは技術者がいないものかと思って見ているわけなのですがけれども、もう少しわかりやすくお願いできますか。

○**大久保技術企画指導課長** 技術点について、配置予定技術者ということで登録して、それで入札に参加していただいておりますので、技術者については存在しますが、類似の工事だとか、同じような工事の施工経験がその技術者にならないうときは零点になります。また、配置予定技術者が今までやってきた実績を持っている工事について、工事成績が75点未満の場合、こちらも零点の扱いになっております。さらに、配置予定技術者の資格と経験年数ですけれども、1級相当の資格があるかないか。ない場合は零点となっております、技術者は想定して入札に参加していただいているのですけれども、評価の段階で零点になってしまったということがございます。

○**神崎浩之委員** わかりました。いずれ今後工事が少なくなってくると、低入札等が出てくると思いますので、ぜひ品質と安全の確保に努めていただきたいと思います。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。